

ライトライン開業一周年記念祝福事業取扱要領

1 趣旨

この要領は、ライトライン開業一周年記念祝福事業（以下、「祝福事業」と言う。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

2 祝福事業の要件

祝福事業については、次の各号の要件をいずれも満たすイベント、キャンペーン、商品販売等（以下、「イベント等」と言う。）、または広報・PR活動への協力を行うものとする。

- (1) 企業、学校、地域団体等がライトライン開業一周年を祝福する趣旨であること。
- (2) イベント・キャンペーンの場合、令和6（2024）年9月30日までに開催・実施するものであること。
- (3) 法令や公序良俗に反しないもの、その他社会的な非難を受けるおそれのないものであること。
- (4) 宗教的又は政治的色彩を有しないものであること。

3 「ライトライン開業一周年記念ロゴマーク」の使用

祝福事業のイベント等については、原則、申請したイベント等の名称や印刷物等に「ライトライン開業一周年記念ロゴマーク」を使用することとする。

4 ポスター、写真・イラスト等の素材提供

申請があった場合、その申請内容に応じて、ライトラインの写真・イラスト等の素材データ、ポスターの提供を行う。

（ライセンス使用料無償）

5 ライトライン開業一周年記念特設SNSへの掲載

イベント等のうち、芳賀・宇都宮LR T開業記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」と言う。）が指定する様式により、周知を希望するものについては、ライトライン開業一周年記念特設SNS（公式X）へ掲載し、広く広報を行う。ただし、実行委員会において、掲載が不相当と認めたときは、掲載しない。

6 庶務

祝福事業の取扱いに関する庶務は、実行委員会において処理する。

附則

この要領は、令和6（2024）年5月23日から施行する